

地方独立行政法人評価委員会の設置（案）

1 法的位置づけ

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
 …評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員に関し必要な事項については、条例で定める。

（地方独立行政法人法第 11 条）

* 執行機関（知事）の附属機関とは、
 知事の行政執行の前提として必要な審査、諮問、又は調査等を行うことを職務とする機関。（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項）

2 評価委員会の設置形態及び委員等

（1）設置形態

知事の附属機関として、法第 11 条による「評価委員会」を新たに条例設置する。

（2）業務内容

- ア 公立大学法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- イ その他法又は条例によりその権原に属させられた事項を処理すること。

（3）委員数

5 名以内

委員は、大学の教育研究及び経営に関し公正、適切に評価をし、かつ意見を述べることができる学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（4）委員の任期

2 年（再任可）

（5）臨時委員の設置

特別の事項を調査審議させるために、必要に応じて知事が任命

3 先行団体の状況

（1）委員数

委員数	先行団体
5 名以内	秋田県、岩手県、大阪府、横浜市、北九州市
7 名以内	東京都、長崎県

（2）委員の任期

先行 7 団体は、すべて 2 年の任期（再任可）